



# 宮 崎 県 公 報

令和5年3月22日(水曜日)号外 第11号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

### 条 例

○宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例……………(総合政策課) 2	改正する条例……………(経・調・数・録) 2
○宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を	○宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例……………( " ) 2
	○知事の給料の減額に関する条例……………(人事課) 3
	○宮崎県退職手当基金条例……………(財政課) 3
	○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………( " ) 4

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例(条例第1号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じた者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した利子補給事業及び信用保証料補助事業を行うため、基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第2号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

ウェブ報告システムの運用に伴い、要件を満たす場合に役員の住民票の写しの添付を省略することができるようにするため、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(条例第3号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 知事の給料の減額に関する条例(条例第4号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

知事の新型コロナウイルス感染に係る一連の対応に鑑み、令和5年4月及び5月の知事の給料を減額することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県退職手当基金条例(条例第5号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

職員の退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、宮崎県退職手当基金を設置することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第6号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 宮崎県工業技術センター等における機器の追加等に伴い、使用料の新設等を行うこととしました。
- (2) 建築基準法の改正等に伴い、関連する手数料について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

**条 例**

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

**宮崎県条例第1号**

**宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例**

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例（令和3年宮崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>令和9年6月30日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和10年6月30日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

**宮崎県条例第2号**

**宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例**

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（役員の住所等を証する書面） 第2条 [略]	（役員の住所等を証する書面） 第2条 [略]
	2 <u>前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、前項第1号に掲げる書面の添付を省略することができる。</u>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

**宮崎県条例第3号**

**宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例**

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和2年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（自転車利用者の責務） 第5条 自転車利用者は、自転車が車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(6) [略]	（自転車利用者の責務） 第5条 自転車利用者は、自転車が車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。 <u>次項において同じ。</u> ）であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(6) [略]

## 2 [略]

(家庭における交通安全教育等)

## 第11条 [略]

2 保護者は、その監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者(70歳以上の者をいう。次条第2項において同じ。)の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な配慮をするよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第12条 自転車利用者は、自転車関係法令の定めるところにより自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

2 高齢者は、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(自転車の点検整備)

第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者(自転車の貸付けを業とする者をいう。次条第4項及び第15条第3項において同じ。)は、その利用し、事業の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。

## 2 [略]

## 第14条～第17条 [略]

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

知事の給料の減額に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第4号

## 知事の給料の減額に関する条例

令和5年4月1日から令和5年5月31日までの間における知事の給料の額は、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和28年宮崎県条例第17号)第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる知事の給料月額から、その100分の100に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同表に掲げる知事の給料月額とする。

## 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

宮崎県退職手当基金条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第5号

## 宮崎県退職手当基金条例

(設置)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

2 自転車利用者は、自転車が車両であることを認識し、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

## 3 [略]

(家庭における交通安全教育等)

## 第11条 [略]

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者(70歳以上の者をいう。)の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な配慮をするよう努めなければならない。

(自転車の点検整備)

第12条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者(自転車の貸付けを業とする者をいう。次条第4項及び第14条第3項において同じ。)は、その利用し、事業の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。

## 2 [略]

## 第13条～第16条 [略]

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 6 号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（手数料）</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） <u>旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 20 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に規定する一般旅券の発給 一般旅券発給手数料</u></p> <p>（5） [略]</p> <p>（6）及び（7） <u>削除</u></p> <p>（8） <u>旅券法第 20 条第 1 項第 5 号に規定する一般旅券の査証欄の増補 一般旅券査証欄増補手数料</u></p> <p>（9）～（321）の 2 [略]</p> <p>（322）～（403） [略]</p> <p>（404） [略]</p> <p>（405）～（407） [略]</p> <p>（408） <u>建築基準法第 55 条第 3 項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 建築物の高さの許可申請手数料</u></p> <p>（409）・（410） [略]</p>	<p>（手数料）</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） <u>旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する一般旅券の発給 一般旅券発給手数料</u></p> <p>（5） [略]</p> <p>（6）から（8）まで <u>削除</u></p> <p>（9）～（321）の 2 [略]</p> <p><u>（321）の 3 家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号）第 38 条第 1 項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料</u></p> <p><u>（321）の 4 家畜改良増殖法施行規則第 39 条第 1 項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料</u></p> <p>（322）～（403） [略]</p> <p><u>（404） 建築基準法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の容積率の特例認定申請手数料</u></p> <p>（404）の 2 [略]</p> <p>（405）～（407） [略]</p> <p>（408） <u>建築基準法第 55 条第 3 項又は第 4 項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 建築物の高さの許可申請手数料</u></p> <p>（409）・（410） [略]</p>

(411)~(453) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1)~(4) [略]

(5) 一般旅券査証欄増補手数料 交付の時

(6)~(16) [略]

3~5 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
9 工業	[略]			[略]	
技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	分	[略]			
	析	電子線マイク	同	4,250円	
	機	ロアナライザ			
	械				
	器	[略]			
	具	微小異物サンプリング装置	[略]		
	金	[略]			
	属	恒温・恒湿設備	同	765円	
	加	振動試験設備	同	4,515円	
	工	[略]			
	機	輪郭測定機	[略]		
	械	表面形状測定器	同	1,800円	
	器	顕微鏡			
	具	[略]			
	サーモグラフィ	[略]			
	試作支援加工システム	同	1,470円		
	立体形状撮影システム	同	710円		
	[略]				
[略]					
食品関係機械器具	食	[略]			
	品	DNAシーケンサー	同	2,585円	
	関	[略]			
係	卓上型缶詰巻締め機	[略]			

(410)の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料

(411)~(453) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1)~(4) [略]

(5)~(15) [略]

3~5 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
9 工業	[略]			[略]	
技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	分	[略]			
	析	電子線マイク	同	5,560円	
	機	ロアナライザ			
	械				
	器	[略]			
	具	微小異物サンプリング装置	[略]		
		多目的X線回折装置	同	4,670円	
	金	[略]			
	属	恒温・恒湿設備	同	850円	
	加	振動試験設備	同	4,570円	
	工	[略]			
	機	輪郭測定機	[略]		
	械	[略]			
	器	サーモグラフィ	[略]		
具	[略]				
[略]					
食品関係機械器具	食	[略]			
	品	DNAシーケンサー	同	5,255円	
	関	[略]			
	係	卓上型缶詰巻締め機	[略]		
	機	フリーズドライ装置	同	520円	
	器	真空フライヤー	同	1,660円	
具	真空キャップ	同	370円		
	ホットバック	同	195円		



[略]					

別表第 2 (第 3 条関係)

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考	
[略]					
4 一般	旅券発給手数料	1 件につき	2,000円		
[略]					
8 一般	旅券査証欄増補手数料	1 件につき	500円		
[略]					
270 工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター手数料	電子線マイクロアナライザー分析	基本分析 (写真撮影)	写真一枚につき	2,390円	
		定性分析	1 点につき	6,450円	
		面分析	1 元素につき	2,900円	
	化学分析及び試験	定性	[略]		
			X線回折分析	同	6,000円
			[略]		
	[略]				
	食品類分析及び試験	[略]			
		添加物・微生物試験	微生物遺伝子解析試験	1 検体につき	11,750円
				[略]	
[略]					
[略]					
321の 2	[略]				

					りを使用 して大教室の床面積の2分の1を使用する場合をいう。
[略]					

別表第 2 (第 3 条関係)

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考	
[略]					
4 一般	旅券発給手数料	1 件につき	2,000円	旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける旅券の発給をする場合の手数料の額は、4,000円とする。	
[略]					
8 削除					
[略]					
270 工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター手数料	電子線マイクロアナライザー分析	基本分析 (写真撮影)	写真一枚につき	2,775円	
		定性分析	1 点につき	7,260円	
		面分析	1 元素につき	3,310円	
	化学分析及び試験	定性	[略]		
			X線回折分析	同	6,635円
			[略]		
	[略]				
	食品類分析及び試験	[略]			
		添加物・微生物試験	微生物遺伝子解析試験	1 検体につき	25,965円
				[略]	
[略]					
[略]					
321の 2	[略]				
321の 3		1 件につき	1,700円		

					一 家畜 人工授 精所開 設許可 証書換 え交付 手数料		き		
					321の4 一 家畜 人工授 精所開 設許可 証再交 付手 料		1 件につ き	1,700円	
[略]									
365の2	[略]								
木材	小試験体強度試験	[略]							
利用技	断熱防露試験	同	59,195円						
術セン	耐候性試験	同	15,270円						
ター手	接着試験	[略]							
数料	熱伝導率測定試験	同	2,300円						
[略]									
	乾燥試験 (小試験 体)	[略]							
	乾燥試験 (高周波 式)	同	16,440円						
	乾燥試験 (高温蒸 気式)	同	35,810円						
	乾燥試験 (減圧式 )	同	4,760円						
[略]									
	材質試験 (高倍率 )	[略]							
	材質試験 (組織観 察)	同	5,550円						
[略]									
	密度試験	[略]							
	吸音率測定試験	同	5,710円						
[略]									
	表面粗さ測定試験	[略]							
	変形測定試験	同	7,535円						
[略]									
[略]									
381 建 設技術 センタ ー手 数 料	コンク リート 用及び アスフ ァルト 用細骨 材試験	単位容積 質量試験 有機不純 物試験 微粒分量 試験	1 試料に つき	3,650円					
			同	3,720円					
			同	[略]					
[略]									
	安定性試 験	[略]							
	粘土塊量	同	3,020円						
[略]									
	コンク リート 用及び アスフ ァルト 用細骨 材試験	微粒分量 試験	1 試料に つき	[略]					
[略]									
	安定性試 験	[略]							



	試験			
	塩分含有 量試験	[略]		
	粒径判定 実績率試 験	同	4,590円	
コンク リート 用及び アスフ ォルト 用粗骨 材試験	[略]		[略]	
	軟石量試 験	[略]		
	粒径判定 実績率試 験	同	4,170円	単位容積質量試 験又は密度及び 吸水率試験を伴 う場合は、単位 容積質量試験又 は密度及び吸水 率試験の金額に 相当する金額を 加える。
	[略]			
アスフ ォルト 試験	抽出試験 (ふるい 分け試験 を含む。 )	1 試料 1 個につき	21,435円	
	コア密度 試験	同	1,725円	
	コア密度 試験 (開 粒度)	同	2,055円	
	マーシェ ル安定度 試験	同	1,725円	
	マーシェ ル安定度 試験用供 試体作成	同	1,475円	
	ホイール トラッキ ング試験	同	29,195円	
	ホイール トラッキ ング試験 用供試体 作成	同	7,685円	
	ホイール トラッキ ング試験 用石こう 固定	1 個につ き	560円	
	針入度試 験	1 試料 3 針につき	3,345円	
	アスフェ ルト透水	1 試料 1 個につき	7,000円	

	試験(加 圧式)								
	配合設計 審査	[略]				配合設計 審査	[略]		
	[略]					[略]			
[略]						[略]			
403	[略]					403	[略]		
						404 建 築物の 容積率 の特例 認定申 請手数 料	1件につ き	27,000円	
404	[略]					404の2	[略]		
[略]						[略]			
410	[略]					410	[略]		
						410の2 高度 地区に おける 建築物 の高さ の特例 許可申 請手数 料	1件につ き	160,000円	
[略]						[略]			
452の13 低炭 素建築 物新築 等計画 認定申 請手数 料	[略]			1・2 [略] 3 認定申請に 係る建築物の 全部又は一部 が共同住宅の 場合であって 、建築物に係 るエネルギー の使用の合理 化の一層の促 進その他の建 築物の低炭素 化の促進のた めに誘導すべ き基準(平成 24年経済産業 省・国土交通 省・環境省告 示第 119号。 以下「低炭素 化の基準告示 」という。) 1の第2の2 -3(2)ロ の数値を設計 一次エネルギー		452の13 低炭 素建築 物新築 等計画 認定申 請手数 料	[略]		1・2 [略]

		<p>ー消費量とするときは、床面積の合計から共用部分の床面積を除いて算定した額とする。</p>			
452の14 低炭 素建築 物新築 等計画 変更認 定申請 手数料	[略]	<p>1・2 [略] 3 認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であって、低炭素化の基準告示1の第2の2-3(2)ロの数値を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積の合計から共用部分の床面積を除いて算定した額とする。</p>	452の14 低炭 素建築 物新築 等計画 変更認 定申請 手数料	[略]	1・2 [略]
[略]			[略]		

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の452の13の項及び452の14の項の改正規定 公布の日

(2) 第3条第1項第4号、同項第6号から第8号まで及び同条第2項並びに別表第2の4の項及び8の項の改正規定 令和5年3月27日

## (経過措置)

2 この条例による改正後の使用料及び手数料徴収条例第3条第1項第8号及び同条第2項の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

